

# 事務事業評価シート

評価実施年度：平成30年度

上位の施策名称	施策Ⅲ-1-3 青少年の健全な育成の推進
---------	-------------------------

## 1. 事務事業の目的・概要

事務事業担当課長	青少年家庭課長 太田 均	電話番号	0852-22-5242
----------	--------------	------	--------------

事務事業の名称	(青少年を取り巻く地域環境浄化事業)		
目的	(1) 対象	青少年及び青少年を取り巻く大人	
	(2) 意図	青少年にとって有益な地域環境づくりを進める。	
事業概要	青少年を取り巻く環境の整備を進めるため、青少年の健全な育成に関する条例の規定に基づき、図書販売店や深夜営業店、携帯電話販売店等に対して立入調査等を実施するとともに、健全な育成に関する条例の広報周知や青少年の適切なインターネット利用を図るための啓発活動を推進する。		

## 2. 成果参考指標

成果参考指標名等		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位	
1	指標名	健全育成条例の規定に基づき、適正な図書類の取扱いや営業を行っている店舗の割合	目標値		81.0	84.0	87.0	90.0	パーセント
	式・定義	立入調査の結果、条例に基づく適正な取扱いを行っている店舗数/立入調査を行った店舗数×100	取組目標値						
			実績値	78.3	81.3	78.1			
			達成率	-	100.4	93.0	-	-	%
2	指標名		目標値						
	式・定義		取組目標値						
			実績値						
			達成率	-	-	-	-	-	%

## 3. 事業費

	前年度実績	今年度計画
事業費 (b) (千円)	0	0
うち一般財源 (千円)	0	0

## 4. 改善策の実施状況

前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況	③改善策を検討中
---------------------	----------

## 5. 評価時点での現状 (客観的事実・データなどに基づいた現状)

・県内の対象施設約659店舗中、105店舗に対して立入調査を実施し、うち82店舗では条例に基づく適正な取扱いが行われている結果となった。  
 ・過去の調査結果を基に継続的な立入調査を行った結果、条例の規定が概ね遵守されているが、個々の従業員まで徹底されるには至っていないことが判明した。  
 ・青少年インターネット環境整備法の制定にともない、青少年の携帯電話(インターネット)購入に際し、販売店や保護者の義務や役割を規定し、適切なフィルタリングが設定されるよう、県青少年健全育成条例を改正した。  
 ・青少年健全育成強化月間においてインターネット環境整備にかかる広報啓発活動として、チラシ作成(76,000枚)ショッピングモールにおける広報活動や県内各学校への配布を行った。

## 6. 成果があったこと (改善されたこと)

・対象施設のコンプライアンスも向上しており、有害図書の区分陳列や閲覧防止措置への意識改革が見受けられた。  
 ・インターネットの環境整備に関して、国や県、教育委員会、警察、携帯電話事業者等との連携が図られ、協働した広報啓発活動が実現した。  
 ・青少年のインターネット利用について、官民連携型の協議会を継続開催することにより、事業者との関係が深まった。

## 7. まだ残っている課題 (現状の何をどのように変更する必要があるのか)

### ①困っている「状況」

・コンビニエンスストアでは、有害図書と健全図書が区分陳列されずに混在していることがある。  
 ・インターネット被害の予防にはフィルタリング利用が有効であるが、スマートフォン等の購入時、保護者が子どもの意見に左右され、適切なフィルタリングが設定されないおそれがある。

### ②困っている状況が発生している「原因」

・有害図書に該当するコンビニ店コミック等については、表紙からは判断できないものもあり、内容の確認が不十分なことがある。  
 ・インターネット利用の危険性やフィルタリング設定の意義について、保護者が具体的に理解していない。

### ③原因を解消するための「課題」

・コンビニ店への立ち入り調査時においては、コミックの内容確認等を含め店員への指導を徹底し、青少年健全育成へ意識高揚を図る。  
 ・研修会の実施内容や方法を検討し、立ち入り調査員の資質向上を図る。  
 ・教職員や青少年育成関係者、更には社会全体をつうじて、保護者に対するインターネット利用への認識を深めるため、その有効性と危険性について両面から理解を深めていく必要がある。

## 8. 今後の方向性 (課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方)

・立入調査未実施の店舗や過去に指導を受けた店舗を中心に、引き続き計画的な立入調査を行い、実態を把握するとともに適切な指導を行い、条例目的を達成する。  
 ・各種事業を活用するなど、さまざまな機会をとらえ、保護者や教職員、青少年育成関係者、地域社会に対して、青少年の健全育成への意識付けを行っていく。  
 ・インターネットの危険性や、その有用性を踏まえた適切な利用環境づくりを関係機関・団体・事業者と連携して引き続き行っていく。